

2020年6月2日

6月からの会務について（当面の間）

日本公認会計士協会

協会では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言を踏まえ、感染防止に向けて5月31日（日）まで期限を延長し一連の施策を実施してきたところですが、緊急事態宣言が全面解除されるなど状況は改善の方向に向かいつつあります。

6月からは、可能な範囲において平時の会務の水準に戻すこととしますが、新しい生活様式に向けてのスムーズな移行を視野に、感染防止の施策もあわせて行うこととします。ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況に応じ概ね1カ月単位で（必要な場合においてはその都度）見直すことを想定しております。

主な施策

5月31日までの対応	6月からの対応（当面の間）
1. 委員会の原則延期	・ 委員会（外部関係者との打合せを含む。）は、オンラインで行う等の感染防止策を実施の上で開催する。
2. 研修会・イベント開催の抑制	・ 研修会・イベントについては、各自治体が発表する要請等に従い、感染防止策を実施の上で開催する。可能であればリモート参加できるような方法も実施する。
3. 外部大規模イベント参加の原則禁止	・ 外部大規模イベントへの業務上の参加は、原則禁止とする。
4. 国内外の出張・旅行及び移動の自粛（プライベートも含む。）	・ 海外出張・国内出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。 ・ プライベートな海外旅行は自粛する。国内旅行については、地域の感染状況に応じて判断する。
5. スタッフの在宅勤務の原則実施	・ 在宅で円滑に業務が遂行できる場合には、在宅勤務を実施する。 ・ 出勤する場合には、シフト勤務を活用するほか、大会議室で業務を行う等、3密を避ける。
6. 本会への相談、問合せ及び書類の提出等についての対応	・ 会員登録に関する窓口を再開するが、メール・電話・郵送で対応し、来会を極力避けるようお願いする。

以 上